プロジェクト	SSBJ 基準テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」 ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」に対応する気候関連開示基準の改正
項目	「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源

Ⅰ．本資料の目的

1. 本資料は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が 2025 年 4 月 28 日に公表した公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」（以下「ISSB の公開草案」という。）が公表されたことを踏まえ、2025 年 10 月の ISSB ボード会議において暫定決定された内容がそのまま確定した場合、IFRS S2 号の修正に伴う「SASB スタンダード」の結果的修正が行われることを前提として、次の点について提案するサステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）の改正の内容について、議論することを目的としている。

   (1) 「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源

2. また、前項に関連して、2025 年 10 月の ISSB ボード会議における暫定決定の内容に含まれていないものの、次の点について提案するサステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）の変更の内容について、議論することを目的としている。

   (1) 「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源

Ⅱ．事務局による提案の要約

3. 本論点における事務局の提案を要約すると次のとおりである。

   (1) 適用基準で参照している「SASB スタンダード」のバージョンを「2023 年 12 月最終改訂」から最新のもの（2025 年 12 月に公表される予定）に更新する。（後述の第 19 項参照）

   また、改正適用基準の適用時期は、IFRS S2 号の修正に対応する改正気候基準の提案と同様とする。（後述の第 20 項参照）

   (2) 気候基準で参照している「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」（以下「『産業別ガイダンス』」という。）について公表日を特定する記載である「（2023 年 6 月公表）」を削除する。（後述の第 21 項から第 24 項参照）

Ⅲ. 論点の概要

ISSB の公開草案おける提案

4. ISSB の公開草案では、IFRS S2 号に対する的を絞った修正が提案されており、IFRS S2 号の修正にあわせて改訂が必要となる「SASB スタンダード」が示されていた。具体的には、金融セクターのうち「資産運用及び管理業務」、「商業銀行」並びに「保険」の「SASB スタンダード」について、ISSB の公開草案で修正が提案されている IFRS S2 号の各項への参照が含まれているため、当該参照を IFRS S2 号の修正と整合させるために必要な結果的修正を行うことが提案されていた。

5. ISSB の公開草案における、結果的修正に関する記述は、以下のとおり。

（和文は事務局による仮訳）

Consequential amendments to the SASB Standards

Table A1 lists the SASB Standards that reference paragraphs in IFRS S2 for which amendments are proposed. The references to IFRS S2 are made in the technical protocols of these SASB Standards. The ISSB would make necessary consequential amendments to these SASB Standards to align the references with any amendments to IFRS S2.

Table A1 – Consequential amendments to the SASB Standards

Type of amendment	SASB Standards	Disclosure topic
Updating references to specific paragraphs of IFRS S2 in the technical protocols included in the SASB Standards	Asset Management & Custody Activities	Financed Emissions
	Commercial Banks	Financed Emissions
	Insurance	Financed Emissions

「SASBスタンダード」の結果的修正

表A1は、修正が提案されているIFRS S2号の各項を参照している「SASBスタンダード」を列挙している。IFRS S2号への参照は、これらの「SASBスタンダード」の技術的プロトコルにおいて行われている。ISSBは、当該参照をIFRS S2号の修正と整合させるために必要な「SASBスタンダード」の結果的修正を行うことになる。

表A1 ― 「SASBスタンダード」の結果的修正

修正の種類	「SASBスタンダード」	開示トピック
「SASBスタンダード」に含まれている技術的プロトコルにおけるIFRS	「資産運用及び管理業務」	ファイナンスド・エミッション

S2号の特定の項への参照の更新	「商業銀行」	ファイナンスド・エミッション
	「保険」	ファイナンスド・エミッション

当委員会からのコメント

6. 当委員会は、結果的修正について、コメントは行っていない[1]。

ISSB の再審議の状況

(2025 年 9 月の ISSB ボード会議の内容)

7. 2025 年 9 月の ISSB ボード会議において、次の事項が暫定的に決定された[2]。詳細は、第 58 回サステナビリティ基準委員会（2025 年 10 月 23 日開催）の審議事項(4)-3[3]及び(4)-4[4]を参照のこと。

(1) 「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示について、「カテゴリー15」に含める温室効果ガス排出をファイナンスド・エミッションに限定することができるとし、また、「カテゴリー15」からデリバティブに関連する温室効果ガス排出を除外することができるとする要求事項に修正する。

(2) ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における「世界産業分類基準」（以下「GICS」という。）の使用について、GICS を用いて産業別に分解した情報を開示する定めが削除され、利用者にとって有用な情報をもたらす方法で分類することを可能にする産業分類システムを用いることとする要求事項に修正する。

[1] https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250623_01.pdf
[2] ISSB Update 2025 年 9 月（https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2025/issb-update-september-2025/）の事務局による仮訳。
[3] https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20251023_30.pdf
[4] https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20251023_31.pdf

(2025 年 10 月の ISSB ボード会議の内容)

8. 前項に記載した 2025 年 9 月の ISSB ボード会議の暫定的な決定をうけて、2025 年 10 月の ISSB ボード会議において、「SASB スタンダード」の結果的修正に関するスタッフの分析及び当該分析に基づくスタッフの提案が説明され、審議及び暫定決定が行われた。

9. ISSB スタッフによる分析の概要は次のとおりである。

(1) 「資産運用及び管理業務」、「商業銀行」並びに「保険」の「SASB スタンダード」におけるファイナンスド・エミッションの指標を次のとおり修正することを提案する。

① IFRS S2 号の「ファイナンスド・エミッション」の定義への相互参照を追加し、それらの「SASB スタンダード」を適用する企業は、ファイナンスド・エミッションの情報の開示にあたり、デリバティブに帰属する温室効果ガス排出を除外することが容認されることを明確化する。

② それらの指標を修正し、デリバティブに帰属する温室効果ガス排出を除外した企業は、当該項目が関連する財務諸表において適用された一般に公正妥当と認められた会計原則又は実務に従ったデリバティブの定義を満たしているかどうかを記述するなど、救済措置の適用方法を理解できるように、当該救済措置を適用する目的において、何をデリバティブとして扱ったかを説明する。

(2) IFRS S2 号に対する将来の修正を反映させるため、「商業銀行」及び「保険」の「SASB スタンダード」における IFRS S2 号 B62 項から B63 項への相互参照を更新することを提案する。

(3) 結果的修正の発効日を 2027 年 1 月 1 日以後開始する年次報告期間とし、早期適用が容認されることを提案する。

(4) 一方で、IFRS S2 号の修正に含まれると想定される事項のうち、次の事項については、「SASB スタンダード」の結果的修正を行わない。

① 「カテゴリー15」に含める温室効果ガス排出をファイナンスド・エミッションに限定することができる。

② 「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示から除外した金融活動に関する説明を開示する。

③ ファイナンスド・エミッション以外の温室効果ガス排出を「カテゴリー15」に含めている場合に、ファイナンスド・エミッションの小計を開示する。

(5) 「投資銀行及び仲介」の「SASB スタンダード」において、GICS への言及がなされているものの、当該スタンダードの指標は ISSB の公開草案で提案されている内容とは直接的に関係がないことから、結果的修正の範囲外とする。

(6) 「産業別ガイダンス」にはファイナンスド・エミッションの開示トピックが含まれていないため、「産業別ガイダンス」の結果的修正は行わない。

(ISSB の暫定決定)

10. 前項の ISSB スタッフの分析及び提案を踏まえ、2025 年 10 月の ISSB ボード会議において、次の事項が暫定的に決定された[5]。

(1) 「資産運用及び管理業務」、「商業銀行」及び「保険」の「SASB スタンダード」におけるファイナンスド・エミッションの指標を次のとおり修正する。

① IFRS S2 号の「ファイナンスド・エミッション」の定義への相互参照を追加し、それらの「SASB スタンダード」を適用する企業は、ファイナンスド・エミッションの情報の開示にあたり、デリバティブに帰属する温室効果ガス(以下「GHG」という。)排出を除外することが容認されることを明確化する。

② それらの指標を修正し、デリバティブに帰属する GHG 排出を除外した企業は、当該項目が関連する財務諸表において適用された一般に公正妥当と認められた会計原則又は実務に従ったデリバティブの定義を満たしているかどうかを記述するなど、救済措置の適用方法を理解できるように、当該救済措置を適用する目的において、何をデリバティブとして扱ったかを説明する。

(2) IFRS S2 号に対する将来の修正を反映させるため、「商業銀行」及び「保険」の「SASB スタンダード」における IFRS S2 号 B62 項から B63 項への相互参照を更新する。

(3) 結果的修正の発効日を 2027 年 1 月 1 日以後開始する年次報告期間とし、早期適用が容認される。

[5] ISSB Update 2025 年 10 月 (https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2025/issb-update-october-2025/) の事務局による仮訳。

11. 2025 年 10 月の ISSB ボード会議において、ISSB ボードメンバーから次の意見が聞かれた。

(1) あるボードメンバーから、カテゴリー15 から除外したデリバティブについて、何をデリバティブとして扱ったかの説明として、関連する財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準又は実務において、当該項目がデリバティブの定義を満たしているかどうかという内容が示されているが、これは要求事項ではなく、単なる例と考えてよいかという質問があった。これに対し、ISSB 副議長からは、要求事項ではなく、単なる例であるとの回答があった。

(2) GICS の使用について、あるボードメンバーから、GICS の使用について、「商業銀行」及び「保険」のみに適用されるものであり、現在進行中の「SASB スタンダード」の公開協議には影響を与えないことを確認したいとの意見があった。また、別のボードメンバーから、「投資銀行及び仲介」の「SASB スタンダード」の GICS に関する部分の修正は、IFRS S2 号の修正に伴う結果的修正ではなく、対象を絞った修正として検討すべきであるとの意見が聞かれた。

Ⅳ. 事務局による検討

事務局による検討方針

12. 当委員会は、SSBJ 基準の開発に当たり、基準を適用した結果として開示される情報が、国際的な基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにするために、次の基本的な方針を定めている(適用基準 BC16 項参照)。このため、ISSB による IFRS S2 号の修正に対応する適用基準及び気候基準の改正を検討するにあたっては、当該方針に基づき、次のとおり検討を進めることが考えられる。

(1) 原則として IFRS S2 号の修正案の内容をすべて取り入れることとする。

(2) ISSB 基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる SSBJ 基準に追加した選択肢：
相応の理由が認められる場合には、IFRS S2 号の要求事項に SSBJ 基準独自の取扱いを追加し、IFRS S2 号の要求事項に代えて SSBJ 基準独自の取扱いを選択することを認めることを検討する。

(3) ISSB 基準にない追加的な定めの追加：
IFRS S2 号と異なる定めを置くことにはならないものの、ISSB 基準にない定めであ

っても、個別に検討したうえで必要と認められる場合には、SSBJ 基準の要求事項に追加した定めを置くことを検討する。

「SASB スタンダード」に改訂があった場合の検討方針

13. 適用基準 BC84 項では、「SABS スタンダード」が改訂された場合、適用基準を適用するにあたり、自動的に改訂後の「SASB スタンダード」の内容を参照し、その適用可能性を考慮することは要求されず、当委員会において改訂後の「SASB スタンダード」の内容を検討し、適正手続を経て適用基準を改正してから、改訂後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することが要求されることになるとしている。

関連する SSBJ 基準の定め

14. 当委員会は、2025 年 3 月に最初の SSBJ 基準を公表した後に、「SSBJ 基準と ISSB 基準の差異の一覧」[6]及び「SSBJ 基準と ISSB 基準の項番対照表」[7]を公表している。

15. 「SSBJ 基準と ISSB 基準の項番対照表」に基づき識別した、本論点に関する提案の対象となる項番に対応する SSBJ 基準の項番は、以下のとおりである。

IFRS S1 号	適用基準
第 55 項(a)	第 41 項
第 58 項	第 52 項
第 59 項	第 60 項

16. また、「SSBJ 基準と ISSB 基準の差異の一覧」にも記載されているとおり、次の事項に関して、適用基準には、ISSB 基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる SSBJ 基準に追加した選択肢がある。

(1) SSBJ 基準は、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源である「SASB スタンダード」について、2023 年 12 月に最終改訂されたものであることを明確化している（適用基準第 41 項及び第 52 項）。

[6] https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/ssbj_20250331_01.pdf
[7] https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/ssbj_20250331_02.pdf

(2) 「SASB スタンダード」が改訂された場合、「SASB スタンダード」（2023 年 12 月最終改訂）に代えて、改訂後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することができるとしている（適用基準第 42 項及び第 53 項）。

(3) ガイダンスの情報源に関する情報の開示について、「SASB スタンダード」には、改訂後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することとした場合の「SASB スタンダード」が含まれるとしている（適用基準第 61 項）。

17. 本論点に関して、現行の SSBJ 基準には、ISSB 基準に含まれない追加的な定めは設けられていない。

18. 対応する現行の適用基準の定めについては、別紙 1 のとおりである。

事務局による対応案

（参照する「SASB スタンダード」を最新のものにすることについて）

19. 次の理由から、改訂後の「SASB スタンダード」が「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源となるように、適用基準で参照している「SASB スタンダード」のバージョンを「2023 年 12 月最終改訂」から最新のもの（2025 年 12 月に公表される予定）に更新することが考えられるがどうか。

(1) 「SASB スタンダード」の結果的修正の対象となる IFRS S2 号の修正内容については、これまでの当委員会における気候基準の改正についての審議（第 56 回及び第 58 回サステナビリティ基準委員会（2025 年 8 月 18 日及び 2025 年 10 月 23 日開催））において、IFRS S2 号の修正案の内容を取り入れる方向で議論してきた。

(2) 「SASB スタンダード」の修正は、IFRS S2 号の修正内容と整合的なものとするための結果的修正であるため、SSBJ 基準においても整合的な取扱いとなるように改訂後の「SASB スタンダード」を参照できるようにバージョンの更新を行うことが適当と考えられる。

（適用基準の改正の適用時期）

20. 次の理由から、改正適用基準の適用時期は、IFRS S2 号の修正に対応する改正気候基準の提案と同様の適用時期とすることが考えられるがどうか。

(1) 前項において提案している適用基準の改正は、参照する「SASB スタンダード」のバージョンを最新のものに更新するものであり、「SASB スタンダード」の修正は IFRS S2 号の修正に伴う結果的修正である。

(2) 改正気候基準の提案と同様の適用時期とする取扱いは、ISSB 基準において、「SASB スタンダード」の結果的修正の発効日を IFRS S2 号の修正の発効日と同じにすることが暫定決定されていることと整合的である。

（参照する「産業別ガイダンス」について）

21. 2025 年 10 月の ISSB ボード会議において暫定決定された IFRS S2 号の修正による結果的修正の対象に「産業別ガイダンス」は含まれていない。このため、2025 年 12 月に公表予定の IFRS S2 号の修正において、「産業別ガイダンス」の修正は含まれない見込みである。

22. ここで、ISSB 基準において、「産業別ガイダンス」は IFRS S2 号に付属するものであるため、「産業別ガイダンス」自体の公表日はない。この点、現行の気候基準では、参照する「産業別ガイダンス」について、IFRS S2 号の公表日と同日を参照する「産業別ガイダンス」の公表日として記載している。対応する現行の気候基準の定めについては、別紙 2 のとおりである。

23. 前項の状況を踏まえて、事務局において、2025 年 12 月に IFRS S2 号の修正が公表され、その際に「産業別ガイダンス」の修正が含まれない場合における、気候基準の「産業別ガイダンス」の公表日の記載の取扱いについて、検討を行った。検討の結果、次のような状況が生じる可能性があると考えられる。

(1) 仮に、「産業別ガイダンス」の公表日を IFRS S2 号の修正の公表日に修正する場合、「産業別ガイダンス」が修正されていないにもかかわらず、修正されたかのような誤解を生じさせる可能性がある。

(2) 「産業別ガイダンス」の公表日を現行の「2023 年 6 月公表」のまま維持する場合、IFRS S2 号の修正の公表日との関係が不明瞭になる。

24. このため、「産業別ガイダンス」自体に公表日がないことを考慮し、気候基準における「産業別ガイダンス」への参照について、公表日の記載（「（2023 年 6 月公表）」）を削除することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
① 本資料の第 19 項から第 24 項の事務局による対応案について、ご質問やご意見があればいただきたい。 (i) 適用基準で参照している「SASB スタンダード」のバージョンを「2023 年 12 月最終改訂」から最新のもの（2025 年 12 月に公表される予定）に更新する。また、改正適用基準の適用時期は、IFRS S2 号の修正に対応する改正気候基準の提案と同様とする。 (ii) 気候基準で参照している「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」について公表日を特定する記載である「（2023 年 6 月公表）」を削除する。 ② 本論点に関する改正案（文案）について、ご意見をいただきたい。（審議事項(4)-4 及び審議事項(4)-5）

以　上

別紙１　適用基準からの抜粋

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示

Ⅱ．サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

ｉ．ガイダンスの情報源

(c)「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源

41.　企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、サステナビリティ開示基準を適用すること（第 40 項参照）に加え、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」（2023 年 12 月最終改訂）における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。

42.　第 41 項について、IFRS 財団により「SASB スタンダード」が改訂された場合、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」（2023 年 12 月最終改訂）に代えて、改訂後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することができる。

Ⅳ．識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別

ｉ．ガイダンスの情報源

(c) 具体的に適用される定めがサステナビリティ開示基準に存在しない場合

（「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源）

52.　第 51 項で記述された判断を行うにあたり、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」（2023 年 12 月最終改訂）に含まれる、開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。

53.　第 52 項について、IFRS 財団により「SASB スタンダード」が改訂された場合、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」（2023 年 12 月最終改訂）に代えて、改訂後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することができる。

Ⅴ．ガイダンスの情報源に関する情報の開示

60.　ガイダンスの情報源に関する情報として、次の事項を開示しなければならない。

(1)　サステナビリティ関連財務開示を作成（該当ある場合には、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」における開示トピックの識別を含む。）するにあたり適用した、具体的な基準、公表文書、産業の実務及びその他のガイダンスの情報源

(2)　サステナビリティ関連財務開示を作成（適用される指標の識別を含む。）するにあたり適用した、サステナビリティ開示基準、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」

又は特定の産業に関連するその他のガイダンスの情報源によって特定された産業

61. 第 60 項における、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」には、第 42 項又は第 53 項に従い改訂後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することとした場合の「SASB スタンダード」が含まれる。

以　上

別紙 2　気候基準からの抜粋

開示基準

Ⅲ. コア・コンテンツの開示

ⅱ. 戦　略

(a) 開示目的

16.　第 20 項から第 39 項に従った開示の作成にあたり、産業横断的指標等（第 46 項参照）、及び国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が公表する「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」（2023 年 6 月公表）（以下「『産業別ガイダンス』」という。）に定義されている、開示トピックに関連する産業別の指標（第 86 項参照）を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。

(b) 気候関連のリスク及び機会

17.　気候関連開示を作成するにあたり、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別しなければならない。このようなリスク及び機会を識別するにあたり、ISSB が公表する「産業別ガイダンス」に定義されている開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。

ⅳ. 指標及び目標

(b) 気候関連の指標

（産業別の指標の開示）

86.　企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを開示しなければならない。開示する産業別の指標を決定するにあたり、ISSB が公表する「産業別ガイダンス」に記述されている、開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。

以　上